

22川監公第14号

平成22年12月10日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成22年4月12日付け22川監公第5号で公表した定期監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 松川欣起

同 奥宮京子

同 後藤晶一

同 宮原春夫

平成22年10月29日

川崎市監査委員 松川 欣起 様

同 奥宮 京子 様

同 後藤 晶一 様

同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成22年4月12日付け22川監報第2号で提出のありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成21年度定期監査結果に対する措置状況

1 児童手当返還金等の未収金回収に取り組むべきもの

[指摘の要旨]

児童手当及び児童扶養手当の受給資格喪失による過払分については、受給者に対して返還を求めているが、未収金回収の取組状況をみたところ、年1回の文書催告を行うのみで、電話催告、訪問催告等を行っていないかった。

公平性の観点からも、未収金の収納強化を図り、早期回収に努められたい。

#### [措置内容]

文書催告の回数を増やすためシステム改修に向け検討を進めるとともに、財政局滞納債権対策室と連携を図るなど、未収金回収への取組を強化してまいります。

また、児童扶養手当につきましては、内払調整や返還金の分割納付の方法を取り入れることで、無理なく返還できるよう改善を図ったところです。

(市民・こども局こども本部こども支援部こども家庭課)

## 2 母子・寡婦福祉資金貸付金償還金の滞納債権に対する取組を強化すべきもの

#### [指摘の要旨]

母子・寡婦福祉資金貸付金の滞納債権に対する取組状況をみたところ、文書催告に応じない借主に対しては電話催告及び訪問催告を行わず、連帯借主及び保証人に対してはほとんど催告を行っていないかった。

当該債権管理の専任職員は配置されておらず、各区保健福祉センター等では債権管理事務を行っていないことから、十分な滞納債権対策が実施できない状態となっている。公平性及び有効性の観点から、借主に対しては滞納発生の初期段階における電話催告やその後の訪問催告等を行うとともに、連帯借主及び保証人に対しても催告を行われない。

なお、十分な取組が実施できるよう事務執行体制を強化すること、他の債権と一括して管理すること等についても検討されたい。

#### [措置内容]

滞納初期の電話催告に関しましては、これまでの取組を強化するため、区役所での分割納付書発行など区との連携を強化することとし、関係職員に周知徹底を行い、取組を始めたところです。

また、貸付段階での借主に対する償還義務の意識付けの徹底を図るため、5月から新規申請時の説明強化に取り組んでおります。

長期滞納者に対しましては、財政局滞納債権対策室との連携の上、訪問催告を10件実施するとともに、今後は連帯借主及び保証人に対する催告を併行して行うこととしました。

事務執行体制につきましては、適切な体制の構築に向け検討してまいります。

(市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課)

### 3 広告の掲載手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

市ホームページへのバナー広告の掲載希望者は、毎年申込書を提出し、掲載決定後に広告掲載料を一括前納するものとされているが、川崎競輪ホームページへのバナー広告掲載の手続についてみたところ、平成20年度は広告掲載申込書の提出を受けてバナー広告を掲載したものの、掲載料を徴収していなかった。また、21年度は当該バナー広告が継続して掲載されているものの、申込書が提出されていなかった。

バナー広告の掲載手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘のありました過年度分の掲載料及び申込書については、適切に徴収いたしました。バナー広告の掲載手続については、適正な手続を行うよう、関係職員に対し周知徹底しました。

(経済労働局公営事業部業務課)

### 4 釣銭資金を交付すべきもの

#### [指摘の要旨]

下水道台帳閲覧システム印刷料金及び複写機使用料の収納事務をみたところ、本庁、南部・中部下水道事務所及び西部・北部下水道管理事務所の5か所において釣銭資金が交付されていないため、職員の私費から合計32,520円が釣銭資金として充当されていた。収納事務に必要な釣銭については、本市に属する現金から、釣銭資金を企業出納員に交付されたい。

#### [措置内容]

各事務所の収納事務に必要な釣銭資金を企業出納員に交付しました。今後は適正に釣銭資金を管理してまいります。

(上下水道局経営管理室)

### 5 減免の取扱いを適正に行うべきもの

#### [指摘の要旨]

身体障害者等の属する世帯に係る水道料金の減免開始月が数か月遅れていた事例が多数あった。これは、申請書の受理日を水道局営業センターへの到達日としていたこと、また、各区保健福祉センター等における申請書の転送手続が遅延していたことによるものであった。申請書の受理日を各区保健福祉センター等への提出日とするとともに、申請書の転送手続については速やかに行われるよう図られたい。

#### [措置内容]

申請書の受理日を各区保健福祉センター等への到達日とし、転送手続を速やかに行うよう、関係職員に対し周知徹底しました。

(上下水道局サービス推進部営業課)

### 6 前渡金を速やかに精算すべきもの

#### [指摘の要旨]

子育て応援特別手当の支出事務をみたところ、振込不能であった1件の支払いの見込みが立たないことを理由として精算が行われていないため、支出見込みのない残金約6,512万円が、前渡金管理者の決済用口座に残ったままとなっていた。

支払いの見込みが立たないのであれば、前渡金を速やかに精算されたい。

#### [措置内容]

指摘のありました前渡金につきましては、2月18日に精算を行いました。今後は、適正な前渡金精算を行うよう、関係職員に対し周知徹底しました。

(市民・こども局こども本部子育て施策部こども企画課)

#### 7 補助金の執行を適正に行うべきもの

平成20年度の補助金の執行をみたところ、次のような事例があったので、補助金の交付決定及び額の確定に当たっては規則及び各交付要綱に基づき適正に行われたい。

(1) 補助金の算出の基礎を明確にすべきもの

#### [指摘の要旨]

川崎工業振興倶楽部事業補助金、川崎市工業団体連合会事業補助金及び川崎商工会議所事業補助金について、川崎市工業関係団体事業補助金交付要綱により補助要件及び補助内容が定められているが、補助金の額の算出の基礎を明確にしないまま補助金の交付決定及び額の確定が行われていた事例

#### [措置内容]

補助金の交付決定及び額の確定に当たっては、算出基礎を精査し、交付決定及び額の確定を行ってまいります。

(経済労働局産業振興部工業振興課)

(2) 補助金の審査を十分に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市園芸協会補助金について、補助対象でない経費を含めて補助金の交付の申請がなされ、交付決定及び事業報告時の審査を十分に行っていない事例

[措置内容]

補助金の審査に当たっては、交付決定及び事業報告時の審査を適切に行うよう関係職員に対し周知徹底しました。

(経済労働局農業振興センター農業振興課)

(3) 補助金の要綱の制定について検討すべきもの

[指摘の要旨]

川崎労働者福祉協議会運営補助金について、内部手続、額、基準等を定めた要綱が制定されておらず、透明性及び客観性を確保するために、要綱の制定について検討すべき事例

[措置内容]

補助金の要綱については、平成22年12月の制定を目指し、他都市の状況等を踏まえ、検討を進めてまいります。

(経済労働局労働雇用部)

8 支出事務を適正に行うべきもの

(1) 支出の審査を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

支出伝票について見たところ、川崎市水道局財務規定に定める証拠書類が添

付されていない事例があった。支出の審査に当たっては、同規程により証拠書類を添付させ、支出伝票の審査を適正に行われたい。

[措置内容]

支出の審査に当たっては、必要な証拠書類の添付を徹底し、支出伝票の審査を適正に行います。

(上下水道局経営管理室)

(2) 出来高払の完成検査を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

単価契約工事の工事完成（一部完成）届についてみたところ、数か月分をまとめて届け出ているため、検査が完成後数か月を経過していた事例があった。完成後数か月後にまとめて検査するのであれば、既に形状が変わってしまっていることも否定できず、適正な検査とはいえない。

出来高払の支出に当たっては、完成（一部完成）届の提出期限を月締めにするなど検査方法を見直し、検査を適正に行われたい。

[措置内容]

出来高払の完了検査を適正に行うため、中間検査を月1回程度実施することとしました。また、一部出来高検査後の支払時には、中間検査の内容が把握できる証拠書類を添付するよう見直しました。

(上下水道局経営管理室)

9 契約事務を適正に行うべきもの

契約事務についてみたところ、次のような事例があったので、契約事務を適正に行われたい。

(1) 予算執行伺及び契約の手続を事前に行っていなかったもの



[指摘の要旨]

歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされているが、予算執行伺及び契約の手続を行わないまま物品の納入、委託業務等を行わせ、予算執行伺、契約書、請書等の日付をさかのぼって事務処理を行っていた事例

[措置内容]

予算執行伺及び契約の手続については、規則に則り適切に行うよう、関係職員に対し周知徹底しました。

(市民・こども局こども本部子育て施策部こども企画課、同保育課、同青少年育成課、こども支援部こども福祉課、同こども家庭課、保育所整備推進室、こども家庭センター、同中央児童相談所、同南部・中部・北部地域療育センター、同しいのき学園、経済労働局産業政策部庶務課、産業振興部金融課、同工業振興課、農業振興センター農業振興課、労働雇用部、公営事業部総務課、中央卸売市場北部市場管理課、地方卸売市場南部市場管理課、港湾局港湾経営部経営企画課、川崎港管理センター港湾管理課)

(2) 一括発注とすべきところ分割発注していたもの

[指摘の要旨]

定められた限度額を超える契約については、財政局管財部契約課へ契約依頼しなければならないとされているが、物品等について一括発注とすべきところ、所管する部署での契約となるよう分割して起案していた事例

[措置内容]

定められた限度額を超える契約については、適切に事務処理を行うよう、関係職員に対し周知徹底しました。

(市民・こども局こども本部子育て施策部こども企画課、同保育課、こども支

援部こども家庭課、こども家庭センター南部・中部・北部地域療育センター、  
経済労働局地方卸売市場南部市場管理課)

(3) 1件の工事とすべきところ分割して軽易工事としていたもの

[指摘の要旨]

軽易工事は、予算科目が工事請負費等で、1件250万円以下の建物等の小  
破修繕等に類するもので原型復旧工事をいうとされ、1件の工事を数件に分け  
て発注することはできないとされているが、1件の工事とすべきところを複数  
に分けて軽易工事とし、同一業者と契約していた事例

[措置内容]

定められた限度額を超える契約については、適切に事務処理を行うよう、関  
係職員に対し周知徹底しました。

(市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課、保育所整備推進室)

10 物品の購入に当たり発注方法を検討すべきもの

[指摘の要旨]

水道メーターは、口径13ミリメートル（以下「ミリ」という。）、20ミ  
リ及び25ミリについては一般競争入札により、口径40ミリ以上の大型水道  
メーターについては主に指名競争入札又は随意契約により購入されている。1  
3ミリ、20ミリ、25ミリについて落札価格の内訳を口径ごとにみると、必  
ずしも最安値で購入されておらず、また、落札した業者でも同日に契約した同  
一の口径にもかかわらず、契約ごとに同一の口径の単価が異なっていた。口径  
ごとに入札を行えば、最安値で受注できる業者があるにもかかわらず、より高  
い金額で購入することとなる契約方法は、地方公営企業法第3条に規定する経  
営の基本原則に反するおそれがあるものである。

また、口径40ミリ以上の大型水道メーターの指名競争入札及び随意契約においては、特定の型式を製造する特定の業者を指名し、あるいは随意契約の相手方としているが、特定の型式に限定して購入する合理的な理由がなく、不適切と言わざるを得ない事例があった。

物品の購入に当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めるとともに、競争性の確保を図るなど適切な発注方法について検討されたい。

#### [措置内容]

口径13ミリ、20ミリ、25ミリの水道メーターについては、平成22年9月に実施した一般競争入札から、入札方法を口径別の一括発注方式に改めました。

また、口径40ミリ以上の大型水道メーターの指名競争入札及び随意契約においては、平成23年4月から水道メーターがJIS規格による新基準へ移行するのに合わせ、特定の型式に限定した発注の要因となっている承認制度を廃止するなど、適切な発注方法について検討してまいります。

(上下水道局総務部契約課)

### 1.1 公有財産の管理を適正に行うべきもの

#### [指摘の要旨]

平成12年度及び16年度の定期監査により、保育園において無許可の電柱等が設置されていること及び公有財産管理台帳の整備漏れがあることを指摘したが、いまだ是正されていない事例があった。これらは、是正のための相当の期間があるにもかかわらずこれを怠り、不適正な状態が長期にわたり継続しているものである。直ちに是正されたい。

#### [措置内容]

改めてすべての建物の現状を確認し、現存しない台帳記載建物につきまして

は、廃園に伴い除却済みのものを除き除却手続を行いました。台帳記載がない建物につきましては、台帳記載の手続を行いました。

台帳記載はあるものの、実際の状況と台帳との間に不整合があるものにつきましては、台帳の修正手続を行いました。

使用許可につきましても、4月に許可手続を行いました。

今後は、適正な財産管理を行うよう、関係職員に対し周知徹底しました。

(市民・こども局こども本部子育て施策部保育課)

## 1 2 不納欠損処分を行うべきもの

[指摘の要旨]

本市の滞納債権管理ガイドラインによると、債権が消滅した場合は不納欠損処分を行うこととされているが、土質改良プラント生産物売払収入延滞金等の債権管理についてみたところ、債務者である法人について裁判所において破産手続終結決定がなされ、登記簿が閉鎖されている事例があった。

法人について破産手続終結決定がなされた場合、当該法人に対する債権は消滅すると解されていることから、ガイドラインに従い、不納欠損処分を行われない。

[措置内容]

指摘事項については、ガイドラインに従い、不納欠損処分を適切に行いました。今後、法人の破産手続終結決定により債権が消滅した場合は、不納欠損処分を適正に行います。

(建設緑政局総務部技術監理課)

## 1 3 使用料の徴収を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

行政財産の使用許可に係る使用料については、使用許可の期間が1年を超える場合、使用許可の期間の開始日から起算して30日以内にその会計年度の全額を納付させなければならないとされている。

しかしながら、行政財産の使用料の徴収事務についてみたところ、納付日が使用許可の期間の開始日から起算して30日を超えている事例が多数あった。使用料の徴収に当たっては、規則に基づき適正な事務処理を行われたい。

[措置内容]

使用料の徴収に当たっては、上下水道局財務規程に基づき適正な事務処理を行うよう関係職員に対し周知徹底しました。

(上下水道局下水道部入江崎・加瀬水処理センター、同北部下水道管理事務所)

#### 1.4 物品の管理について適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

所管の物品の管理は、その課所長が帳簿をもって整理することにより行うこととされているが、受払簿をみたところ、課所により様式や登録する物品が様々であったこと、機構改革に伴う保管転換の記載がされていなかったこと、購入、廃棄等の際に課所長の確認が行われていなかったことなど不適正な事例があった。

また、物品の総括事務を行う課所長は現品検査を行うこととされているが、物品の検査手続をみたところ、総括事務を行う課所長による現品検査は行われていなかった。

物品の取扱いについて早急に点検するとともに、受払簿の整備、現品検査等を行い、物品の適正な管理に努められたい。

[措置内容]

財務規程の改正を行い、受払簿に登載する対象物品の明確化を図るとともに、保管換え、廃棄時の課所長確認に係る様式を整備しました。

また、現品検査に関しては、所管課にて現品検査を行い、必要に応じて管財課にて現地調査を行うこととし、財務規程の改正を行います。

今後は物品の購入や保管換え、廃棄の際の確認を適切に行うよう、関係職員に周知徹底しました。

(上下水道局総務部管財課、同契約課)

## 1 5 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、反復して発生しているなど再発防止に努めるべきものがあつたので、財務関係法令等に基づき適正な事務手続が行われるよう周知徹底を図られたい。

なお、その概要は次のとおりである。

### (1) 税外収入金の督促手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

市場使用料の納入について、納期限後20日以内に督促状を発していなかった事例

[措置内容]

税外収入金の督促手続に当たっては、納期限後20日以内に督促状を発して督促するよう関係職員に対し周知徹底しました。

(経済労働局地方卸売市場南部市場管理課)

### (2) 収納金の払込みを適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

下水道台帳閲覧システム印刷料金及び複写機使用料の収納金について、下水

道事業財務規則に定める日までに公金取扱金融機関への払込みを行っていないかった事例

[措置内容]

収納金については、関係規定に則り、適正に公金取扱金融機関へ払込みを行います。

(上下水道局下水道部北部下水道管理事務所)

(3) 使用料の減額手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

荷役の前日に着岸する船舶に対する係船岸壁使用料減額について、減額基準に適合していることを確認した記録を残しておらず、手続の経過が不明であった事例

[措置内容]

申請書の不備や変更があった場合には、口頭確認と合わせて申請書の補正を求めることとします。また、荷役開始時間を確認し、荷役開始時間の申請が適正であることを監督するなど、適正な減額手続に努めます。

(港湾局川崎港管理センター港営課)

(4) 補助金の交付手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

補助金の交付前に、日付及び金額の記載のない領収書を提出させていた事例

[措置内容]

補助金の交付手続に当たっては、要綱の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう関係職員に対し周知徹底しました。

(市民・子ども局子ども本部子育て施策部子ども企画課)

(5) 通勤経路を適正に認定すべきもの

[指摘の要旨]

より経済的で合理的な通勤経路を認定すべき事例

[措置内容]

通勤経路の認定に当たっては、経済的で合理的な経路認定を行うよう、関係職員に対し周知徹底しました。

(市民・子ども局子ども本部子育て施策部子ども企画課)

(6) 前渡金の事務処理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 預金により生じた利子等を指定金融機関等に払い込んでいなかった事例

[措置内容]

指摘のありました預金利子につきましては、過年度のものであるため、現年度の雑入として処理を行いました。

今後は、適正に事務処理を行うよう関係職員に対し周知徹底しました。

(市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども福祉課)

[指摘の要旨]

イ 前渡金の精算を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘のありました前渡金精算につきましては、速やかに精算処理を行いました。

今後は、適正に事務処理を行うよう関係職員に対し周知徹底しました。

(市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども福祉課)



(7) 概算払の旅費を適時に支払うべきもの

[指摘の要旨]

概算払の旅費が出張日の後に支払われ、職員が立て替えていた事例

[措置内容]

概算払の旅費を適時に支払うよう関係職員に対し周知徹底しました。

(上下水道局下水道部下水道計画課、同管路課、同施設課、同南部下水道事務所管理課、同下水道水質課、経営管理室)

(8) 使用料の支払を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

水道局への固定資産使用料の支払が遅延したため、延滞金が加算されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、適切に支払いを行います。今後は行政財産賃貸借状況を適切に把握し、使用料の支払いを適正に行います。

(上下水道局下水道部加瀬水処理センター)

(9) 随意契約の公表を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

障害者自立支援施設から役務の提供を受ける随意契約について、契約の内容、契約者の氏名等の公表をしていなかった事例

[措置内容]

指摘のありました契約につきましては、速やかに契約後の公表を行いました。

今後は、規則の規定に基づき、適正な公表を行うよう関係職員に対し周知徹

底しました。

(市民・こども局こども本部子育て施策部保育課)

(10) 契約書の作成を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

長期継続契約書に、翌年度以降における予算の減額等に関する特約条項が記載されていなかった事例

[措置内容]

指摘のありました長期継続契約の契約書につきましては、平成22年度締結の契約書から特約事項を記載しました。

締結済みの契約につきましては、契約更新時に特約事項を記載してまいります。

今後は、指針に基づき、適正に契約書を作成するよう関係職員に対し周知徹底しました。

(市民・こども局こども本部子育て施策部保育課)

(11) 公有財産等の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 保育園において境界標が見当たらなかった事例

イ 保育園において測量図がなかった事例

[措置内容]

指摘のありました測量図及び境界標の整備につきましては、今後速やかに整備できるよう、必要となる予算を確保しながら、計画的に対応してまいります。

(市民・こども局こども本部子育て施策部保育課)

[指摘の要旨]

ウ 保育園において電柱、カーブミラー等が使用許可なく設置されていた事例

[措置内容]

使用許可なく敷地内に設置されていたカーブミラー等については撤去を行うとともに、電柱の使用許可につきましても、10月までに手続を完了しました。

(市民・こども局こども本部子育て施策部保育課)

[指摘の要旨]

エ 保育園においてテラスの床の隆起、ブロック塀の老朽化等、施設の管理が十分でなかった事例

[措置内容]

指摘のありました施設の補修工事につきましては、現在計画的に進めているとともに、補修までの間の措置として、マットを敷くなど、安全対策に努めたところです。

(市民・こども局こども本部子育て施策部保育課)

[指摘の要旨]

オ 港湾区域において漂流物が放置されていた事例

[措置内容]

指摘のありました漂流物については、適切に撤去しました。今後は港湾区域の適切な管理に努めます。

(港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

(12) 備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

- ア 重要物品の廃棄について会計管理者に報告していなかった事例
- イ 備品使用票に使用者所属等が登録されていないことにより、備品の使用状況を的確に把握できなかった事例
- ウ 現物は廃棄済みであるが、不用の決定及び処分の決定を行っていないため、出納簿に登載されていた事例
- エ 所在不明となっていた事例
- オ 保管換えの手続が行われていなかった事例
- カ 備品票がちょう付されていなかった事例

[措置内容]

指摘のありました備品の管理につきましては、一部を除き、適切な事務処理を行いました。その他のものにつきましても、速やかに対応を図ってまいります。

今後は、適正な備品管理に努めてまいります。

(市民・こども局こども本部子育て施策部保育課、こども支援部こども福祉課、同こども家庭課、保育所整備推進室、こども家庭センター中央児童相談所、同南部・中部・北部地域療育センター、同しいのき学園、経済労働局産業政策部企画課、国際経済アジア起業家支援室、産業振興部計量検査所、地方卸売市場南部市場管理課、港湾局港湾振興部庶務課、同誘致振興課、港湾経営部経営企画課、川崎港管理センター港湾管理課)

(13) 材料品の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

受入れと同時に払出したものとして出納簿の記帳を行うなど、実際の払出し

時に記帳をしていないため、出納簿と現存数が一致しなかった事例

[措置内容]

出納簿の記帳を適切に行い、材料品を適正に管理するよう、関係職員に対し周知徹底しました。

(上下水道局下水道部入江崎・加瀬・等々力・麻生水処理センター)

(14) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 出納手続及び帳簿の登載を省略できない印紙、切手、プリペイドカード、

薬品等について、総合財務会計システムによる管理がされていなかった事例

イ 受入れと同時に払出したものとして出納簿の記帳を行うなど、実際の払出

し時に記帳をしていないため、出納簿と現存数が一致しなかった事例

[措置内容]

指摘のありました消耗品については、適切に処理を行いました。

今後は消耗品を適正に管理するよう関係職員に対し周知徹底しました。

(市民・こども局こども本部子育て施策部こども企画課、こども支援部こども家庭課、同こども福祉課、こども家庭センター中部・北部地域療育センター、経済労働局地方卸売市場南部市場管理課、公営事業部業務課、港湾局港湾振興部庶務課、川崎港管理センター港湾管理課、上下水道局下水道部入江崎・加瀬・等々力・麻生水処理センター)

(15) 切手の有効活用を図るべきもの

[指摘の要旨]

当面使用する予定のない切手を保管していた事例

[措置内容]

指摘のありました切手については、今後、計画的に使用することで遞減させてまいります。

(市民・こども局こども本部子育て施策部こども家庭課)

(16) 基金の有効活用を検討すべきもの

[指摘の要旨]

公共下水道事業基金について、資金の有効活用を検討すべき事例

[措置内容]

基金の目的を踏まえ、公共下水道整備事業への充当など、活用方法を検討するとともに、基金のより効果的な運用に努めてまいります。

(上下水道局経営管理室)

(17) 申請書等を適正に受付すべきもの

[指摘の要旨]

申請書等に受付印が押印されていなかった事例

[措置内容]

指摘のありました申請書の受付印については、適切に処理を行いました。

今後は適切な事務処理を行うよう関係職員に対し周知徹底しました。

(市民・こども局こども本部子育て施策部こども企画課、経済労働局地方卸売市場南部市場業務課)